

○ 保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第十号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に必要な事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第七十五条の二及び第五十四条の二の規定は、平成十八年四月一日前に締結された保険契約であつて保険業法第百条の五第一項（保険業法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績運動型保険契約であるものに係る特別勘定についても適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に必要な事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第七十五条の二及び第五十四条の二の規定は、平成十八年四月一日前に締結された保険契約であつて保険業法第百十八条第一項（保険業法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績運動型保険契約であるものに係る特別勘定についても適用する。</p>